第４次西之表市子ども読書活動推進計画



▶移動図書館車あおぞら３号による巡回貸出しの様子

令和８年４月

西之表市教育委員会

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・1
１　計画策定の目的
２　計画策定の経緯と位置付け
３　計画の期間

第１章　これまでの取組と今後の課題　・・・・・・・・・・2
第３次計画における主な取組　・・・・・・・・・・2
（１）「1 日 20 分読書」運動の推進　・・・・・・・・・・2
（２）家庭における子どもの読書活動の推進　・・・・・・・・・・2
（３）地域における子どもの読書活動の推進　・・・・・・・・・・3
（４）学校等における子どもの読書活動の推進　・・・・・・・・・・4
２　今後の課題　・・・・・・・・・・5

第２章　第４次計画の基本的方針と推進方策　・・・・・・・6
１　基本的方針　・・・・・・・・・・6
２　推進の方策　・・・・・・・・・・6
（１）不読率の低減　・・・・・・・・・・6
（２）子どもの視点に立った読書活動の推進　・・・・・・・・・・6
（３）「1 日 20 分読書」運動の推進　・・・・・・・・・・6
（４）家庭における推進方策　・・・・・・・・・・7
（５）地域における推進方策　・・・・・・・・・・8
（６）学校等における推進方策　・・・・・・・・・・10

第３章　推進体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・11
１　啓発広報の推進方策　・・・・・・・・・・ 11
２　推進体制の整備　・・・・・・・・・・ 12
３　各種団体等との連携・協力の促進　・・・・・・・・・・ 13
４　数値目標の設定　・・・・・・・・・・ 13

■資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
・市立図書館の利用状況
・移動図書館車の利用状況
・市立図書館の蔵書数の推移
・市立図書館の図書の購入費の推移
・市立図書館が行う親子読書会参加者・読み聞かせの状況
・市内の読み聞かせグループ（R7.10 現在）
・用語
・子どもの読書活動の推進に関する法律

はじめに

１　計画策定の目的

幼少期に読書活動に親しむことは、子ども自身の成長に計り知れない効果があり、言葉を学び、考え、想像する力や表現力を高め、他者に共感する力の土台となっていきます。こうしたカは、生き抜く力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

しかしながら、ICT 技術の発達とそれに伴う、インターネットの急速な普及や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の拡大で、これまで読書に費やされていた時間がインターネットに奪われていることが現状です。

また子どもたちのスマートフォン利用率が年々高まってきており、通信ゲームなどが身近になり、コミュニケーションや情報へのアクセス方法が多様化してきたことで、子どもの読書離れの傾向が進んでいます。

このような社会情勢に鑑みて、本市の子どもたちが、これからの長い人生を豊かに、たくましく生き抜いていく力を養うため、本計画を策定します。

２　計画策定の経緯と位置付け

西之表市においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」や県の「鹿児島県子ども読書活動推進計画」をもとに、平成 19 年に「第１次西之表市子ども読書活動推進計画」、平成 27 年には「第２次西之表市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが主体的に読書活動に取り組むことができる環境づくりと推進体制の整備、啓発・広報に取り組んできました。

第６次西之表市長期振興計画「ひと分野　施策 16 社会教育の充実」において、子どもの読書活動は、「すべての子どもが主体的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で子ども読書活動を推進」することとし、読書活動を生涯学習活動のひとつの柱として位置付けています。

また、平成 30 年度に策定された西之表市教育振興基本計画では、「規範意識を養い、豊かな心をはぐくむ教育の推進」において、家庭、地域と連携しながら、子どもたちの読書活動の習慣化を図ることとしています。

西之表市教育振興基本計画には、市立図書館内の蔵書やイベントの充実を図るなどして、利用促進を図るとともに、併せて市民の読書活層を推進しています。

今回、第３次計画の終了に伴い、これまでの状況を踏まえつつ、子どもの読書活動をさらに充実・推進するため、第４次計画を策定しました。

３　計画の期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間とします。

第１章　これまでの取組と今後の課題

１　第３次計画における主な取組

令和３年４月に策定した第３次計画には、子どもが主体的に読書に親しみ、読書活動が習慣化されていくためには、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要であると明記されています。

そのため「１日20分読書」運動を、引き続き推進してきました。子どもたちが１日に20分程度本に親しんだり、更に「心に残る1冊の本」に出会ったりするような読書活動を実践することで、読書活動が習慣化されるよう努めてきました。

また、家庭、学校、地域が、乳幼児からの読書習慣の重要性を十分理解し、それぞれの立場で、子どもの読書活動推進の方策に、連携して取り組んできました。

（１）「1 日 20 分読書」運動の推進

ア　「1日20分読書」運動は、家庭で1日に少なくとも20分程度の時間を読書に親しむよう、子どもの成長に応じて取り組んできました。

イ　乳幼児期の子どもには、読み聞かせなど家族の協力が必要です。ブックスタートなどの事業を通じて、家族一緒に読書の習慣をつくってきました。

ウ　小学生の時期は、言葉や文章の意味を考えながら音読することが大切です。朝読みタ読み20分運動に努めました。

エ　小学生から中学生の時期は、読書の幅を広げることが大切です。令和元年度に「卒業までに読んでほしい100冊の本」を選定し、各小・中学校の学校図書館と市立図書館に配置しています。

オ　我が家の「読書の日」「読書の時間」などを設定し、家族そろって読書活動に取り組みました。

（２）家庭における子どもの読書活動の推進

ア　発達の段階を踏まえ、その年齢に応じた良書を選択しながら、親子が一緒になって読書の習慣化が図られるよう、啓発活動を強化しました。

イ　市の広報紙等を活用し、「１日 20 分読書」「毎月 23 日は読書の日」の目的やその進め方等について、周知・啓発を行いました。

ウ　市立図書館が行っているブックスタート※1事業を通し、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりと重要性の啓発を行いまし

た。
　また、ブックスタートの次の段階として、新たに、「セカンドブック事業」を導入しました。

エ　家庭教育学級や諸行事、ＰＴＡ研修会等をとおして、子どもの読書活動の意義を啓発しました。

オ　親子で読書を楽しむ場を創出することを目的に、市立図書館において、読書ボランティアの協力をいただき、毎月第２土曜日に「親子読書会」を開催しました。

カ　児童館等に出向いて、「出張お話し会」を定期的に実施し、親や子どもたちに読書に親しむ機会を提供しました。

（３）地域における子どもの読書活動の推進

ア　市立図書館での実践

（ア）　毎月23日「子ども読書の日※2」や読書週間等には、図書館内に、イベントに関わる展示を行いました。

（イ）　積極的に「図書館だより」や図書館ホームページを活用するなど、お話会やイベントの開催、新刊案内や推薦図書等の情報を提供しました。

（ウ）　学校への団体貸出や移動図書館車による図書資料の提供を行いました。また、移動図書館は、希望に応じて、夏休み期間中、児童館にも巡回しました。
更に、出張読み聞かせやブックコンテナでの保育園や小学校への貸し出しなど、多くの子どもたちが、より多くの本に出会う機会をつくりました。

（エ）　県立図書館との相互貸借利用を促進しました。

（オ）　オンライン蔵書目録検索システムで、各家庭のパソコンやスマートフォンなどからの蔵書検索が可能であるため、利便性が向上しています。

イ　市における地域や民間団体への支援

（ア）　読書活動ボランティアグループには、選書の助言や研修案内を行うとともに、エプロンシアターや大型絵本等の実演の助言を行い、活動支援を行いました。

（イ）　親子読書会や出張お話会に協力をいただくなど、民間団体の活動の場や機会を提供しました。

（４）学校等における子どもの読書活動の推進

ア　幼稚園等における実践

（ア）　未就学児にとって、人生で初めて本に親しむ段階であることから、幼稚園等が積極的に読書の機会を創出し、子どもの成長に応じた絵本や物語などを選び、親子で本に親しむ時間を推奨しました。

（イ）　日頃の保育時間においても、積極的に読み聞かせや紙芝居などを実践し、本に親しむ習慣を推奨しました。また、常に教室に本を置くことで、子どもたちが自発的に本を読む習慣を身に付けることを目指しました。

イ　小学校・中学校における実践

（ア）　「朝の読書」や「朝読みタ読み20分」は、各学校の読書週間や旬間などにおいて、教児一体となって取り組みました。特に中学校では、毎朝20分間、各自で選んだ本を読み、読書の習慣化を図っています。また、推薦図書を選定したり、目標冊数を設定したりして、子どもたちの読書意欲を喚起しました。

（イ）　学校図書担当職員や図書委員等の児童・生徒を中心に、定期的に「図書館だより」を発行し、おすすめ本を紹介しました。
　また、学校図書館内に推薦図書のコーナーを設置し、児童・生徒が国語の授業で作成した本の帯や紹介ポップを、学校図書館の推薦図書コーナーで紹介しました。

（ウ）　「毎月23日は子ども読書の日」では、親子で読むことができる本を紹介しました。

（エ）　教科等問わず、教職員が読み聞かせを行い、学校全体で学校図書の活用や読書活動の重要性を認識しました。

ウ　高等学校における実践

（ア）　本を読む習慣として、定期的に全校一斉の朝読書を実施し、図書館から学級毎に本を貸し出し、読書ができる体制を整えました。

（イ）　学校図書館の利用を、各教科に位置付けるため、各教科担当と情報交換を行い、学校図書の活用を推進しました。

（ウ）　ビブリオバトル※3やブックトーク※4など、本の良さや特徴を、相手に伝える取り組みを行い、生徒の知的好奇心と表現力の向上に努めました。

２　今後の課題

ア　「毎月 23 日は子ども読書の日」の取組は、家庭での読書活動を柱にしてきましたが、今後も更なる啓発と学校との連携が必要です。

イ　市立図書館が行っている親子読書会には多くの親子が参加するものの、参加者が固定されています。参加者増を目指し、より幅広い層からの参加を増やすことが課題です。

ウ　子どもの読書活動を支援するボランティアを新たに募集することや、ボランティア活動の幅を広げることができるよう支援が必要です。

エ　学校図書館図書標準※5 を基準に、学校規模に応じた図書資料の更新に、計画的に取り組むことが必要です。

オ　市立図書館において、障害のある子どものための図書資料や視聴覚機器を整備する等、読書活動を支援していくことが必要です。

カ　市立図書館司書や学校司書の資質向上のための、研修の場を拡充することが必要です。

キ　現在、計画している多世代交流施設に移転予定の図書館については、誰もがそれぞれのニーズに応じて、利用しやすい図書館を目指し、調査検討を進める必要があります。

第２章　第４次計画の基本的方針と推進方策

１　基本的方針

子どもが主体的に読書に親しみ、読書活動が習慣化されていくためには、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

そこで、第４次計画の柱として、第３次計画の取り組みである「１日20分読書」運動を、引き続き推進していきます。本市の子どもたちが１日に20分程度本に親しみ、更に「心に残る1冊の本」に出会い、成長に応じた読書活動を実践することで、読書活動が習慣化されることに努めていきます。

そのためには、家庭、学校、地域が、乳幼児からの読書習慣の重要性を十分理解し、それぞれの立場で、子どもの読書活動推進の方策に、連携して取り組んでいくことが大変重要です。

急激に変化する現代において、読解力や創造力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて多くの知識やこれからの時代に必要とされる資質・能力を身に付けたり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

２　推進の方策

（１） 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要です。

不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーションに関する取組、読書に興味の低い子どもも親しみやすい講座や体験活動等と連動した取組等の充実に努めること、乳幼児期からの読み聞かせを推進すること等が考えられます。

第３次計画の基本的な方針を維持し、乳幼児から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の重要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組を推進することが求められます。

（２）子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが自分の好きな本を選択し、好きな時間に好きな場所で、主体的に読書活動ができるよう、アンケート等や様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

（３）「1 日 20 分読書」運動の推進

「1日20分読書」運動は、昭和35年、当時県立図書館長であった児童文学作家の椋鳩十氏が提唱した「母と子の20分読書」から始まった運動で、

「子どもが家族と一緒に、読書に親しむ時間を持ちましょう」という取組です。「1日20分読書」を通じて、「心に残る1冊の本」と出会えるような読書活動を推進していきます。

【家族と一緒に２０分】
　乳幼児期の子どもには、読み聞かせなど家族の協力が必要です。家族一緒に読書の習慣をつくりましょう。

【朝読み夕読み２０分】
　小学生の時期は、言葉や文章の意味を考えながら音読することが大切です。朝や夕方の音読を続けましょう。

【ジャンルを広げて 20 分】
　小学生から中学生の時期は、読書の幅を広げることが大切です。小・中学校に配架する「卒業までに読んでほしい100冊の本」を中心に、文学、科学、歴史、郷土など様々なジャンルの本に幅を広げて読みましょう。

◆「卒業までに読んでほしい 100 冊の本」
　西之表市教育委員会では、令和元年度に「卒業までに読んでほしい100冊の本」を選定し、各小・中学校の学校図書館に配置しています。
　これは、文学、科学、歴史、郷土等の分野から、成長に応じて選定した100冊を、中学校3年生までに読破し、豊かな心の発育を促すとともに、郷土の知識を身に付け、自分が育ったふるさとへの誇りを育むことにつなげていきます。

（4）家庭における推進方策
　子どもの読書習慣を形成するうえで、日常生活において、常に身近に本がある環境をつくっていくことはとても重要です。そのためには、保護者自身が積極的かつ意識的に読書活動を実践し、読書を子どもの生活習慣の一部として位置付けていく必要があります。
　SNSが当たり前となる現代であっても、家族で読書の時間を共有し、時には読み聞かせをしたり、読んだ本について感想を話し合ったりすることで、子どもの読書に対する興味や関心を高めると同時に、家族との思い出の１ページにもなります。

課題項目	方針・方策
①　「1 日 20 分読書」「毎月 23 日は読書の日」の取組	○　発達の段階を踏まえ、その年齢に応じた良書を選択しながら、親子が一緒になって読書の習慣化が図られるよう、啓発活動を強化します。 ○　市の広報紙等を活用し、「１日 20 分読書」「毎月 23 日は読書の日」の目的やその進め方

課題項目	方針・方策
	等について、周知・啓発を行います。
②　保護者への子どもの読書活動の重要性の啓発活動	○　市立図書館が行っているブックスタート事業を通し、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりと重要性の啓発を行います。また、ブックスタートの次の段階とした「セカンドブック事業」も継続して実施します。 ○　家庭教育学級や諸行事、ＰＴＡ研修会等をとおして、子どもの読書活動の意義を啓発します。特に家庭教育学級の活動に、親子で行う読書活動を計画し、普及啓発に取り組みます。

（５）地域における推進方策

【市立図書館の取組】

市立図書館は、学校図書館と同様、子どもたちにとって、より多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場です。また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書について情報を得たりする場です。

市立図書館では、定期的な親子読書会の実施や読書週間等におけるイベントの開催、読書ボランティアグループの支援など、地域における子どもの読書活動を推進していきます。

課題項目	取組方針・方策
①　市立図書館の利用促進	○　市立図書館の利用を促進し、入館者数の増加を図ります。（図書通帳の普及） ○　積極的に市広報紙や図書館ホームページを活用するなど、お話会やイベントの開催、新刊案内や推薦図書等の情報を提供します。 ○　ブックトークやビブリオバトルなどのイベントを実施し、読書への興味と関心を喚起します。 ○　県立図書館と積極的に連携・協力し、蔵書の相互利用を推進します。 ○　市立図書館が開催する親子読書会の参加者増

課題項目	取組方針・方策
	を目標にします。
②　地域や学校等からの読書活動支援への対応	○　親子読書会や出張おはなし会を積極的に PR し、依頼に応じて、出かけていきます。 ○　地域の子ども会活動において、読書活動の実践を推進します。
③　読書ボランティアへの支援	○　市立図書館は、既存の民間ボランティアの資質向上への支援を行うとともに、活動しやすい体制づくりを支援します。また、新規ボランティアの募集や育成にも取り組みます。 ○　活動の機会と拠点を提供します。
④　市立図書館利用者の意見等の把握	○　毎年、読書週間などに合わせ、市立図書館利用者アンケートを行ったり、館内にご意見箱を設置したりして、図書館運営に市民の意見等を反映できるようにしていきます。
⑤　障害のある子どもの読書活動支援の体制づくり	○　移動図書館車で施設等に出向いて読書支援を行うアウトリーチサービス※6 を取り入れるなど、関係機関と連携していきます。 ○　それぞれの障害に応じて、誰でも利用できる図書資料や映像資料等を整備し、提供します。

【市立図書館の機能強化】

市立図書館を多くの市民に利用してもらうために、図書資料の充実と読書活動に対する支援体制を整備し、市立図書館の機能を強化します。

課題項目	取組方針・方策
①　計画的な図書資料等の整備・充実	○　利用者アンケートを行うなどして、利用者の希望を聴取し、利用者の要望により即した図書資料収集に努めます。
②　図書資料の検索等の利便性の向上	○　ホームページや広報紙で、市立図書館の蔵書検索システムの周知徹底を図ります。また、検索のしやすさなど、システムの使いやすさ等についても利用者の意見をお聞きし、利便性向上に努めます。

	○　レファレンスサービス※7 を積極的に実施することにより、更なる利便性向上に努めます。
③　市立図書館と学校図書館の更なる連携の強化	○　学校等の希望等を把握し、図書資料の充実を図ります。令和７年度から学校図書館と市立図書館のシステムを一元化にしたため、蔵書の把握やシステムからの予約が円滑になりました。また、移動図書館車やブックコンテナについても、積極的な PR と利用促進を図ります。 ○　システムが共有になり、学校図書館と市立図書館の共通カードになるため、図書館への利用を促すことができます。 ○　保護者のボランティア等による読み聞かせやブックトークの読書活動や研修会等を積極的に支援します。
④　市立図書館職員及び学校司書の資質向上	○　研修会等の場を増やすとともに、外部での研修会の参加を促します。

（６）学校等における推進方策

子どもたちの読書活動において、中心的役割を果たすのは学校であり、子どもたちに効率的に指導ができるという特質を生かし、これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢が期待されます。

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた取組を推進します。

課題項目	取組方針・方策
【幼稚園・保育園・こども園】	
①　乳幼児からの読書活動推進と更なる充実	○　園から、成長段階に応じた絵本を推薦してもらい、家族で読書に親しむ大切さを、保護者へ啓発していきます。 ○　市立図書館のブックコンテナなどの利用を促進します。 ○　読み聞かせなど、ボランティアによる活動を推進します。

課題項目	取組方針・方策
【小学校・中学校・高等学校】	
①「1 日 20 分読書」の継続した取組	○ 「朝の読書」や「朝読みタ読み 20 分」等、教職員と児童・生徒が一緒に読書をする時間を、引き続き設定し、全校一斉読書に取り組むなど、その充実を図ります。 ○ 小・中学校に整備している「卒業までに読んでほしい１００冊の本」を児童・生徒の考える力や創造する力、郷土愛を育むため、積極的な貸出を推奨していきます。
② 図書資料の整備と利用しやすい蔵書管理	○ 学校図書館図書標準を基本とし、学校規模に応じた図書資料の整備を進めます。本の更新も順次進めていきます。 ○ 学校図書館と市立図書館のシステム一元化で、蔵書データを共有できるようになりました。市内の各小・中学校の図書館と市立図書館のデータを確認しながら、効率的に図書資料の管理を進めます。
③ 学校司書や学校図書館担当職員を中心にした校内体制の強化	○ 学校図書館担当職員等を中心に、委員会活動において、児童・生徒の主体的な取組を推進します。 読み聞かせやブックトーク、推薦図書の選定やコーナーの設置、図書館通信の発行など行います。 ○ 家庭教育学級等と連携し、読み聞かせグループの育成や活動の充実に努めます。 ○ 学校司書と各教科担当が、情報交換を密にし、学校図書館の利用を各教科等において授業に位置付け、読書活動を推進します。

第３章　推進体制の整備

１　啓発広報の推進方策

ア　年間を通じて子どもと大人がともに読書活動を推進する気運を、市立図書館、学校、PTA等、地域全体で高めます。特に、読書週間など読書にま

つわる期日を捉え、積極的に広報活動します。

【参考】子どもの読書活動に関する週間等

・「子ども読書の日(4月 23 日)」
「こどもの読書週間（4月 23 日～5月 12 日）」
この取組は、「子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから」誕生し、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられています。

・「毎月 23 日は子どもといっしょに読書の日」(鹿児島県)
平成１５年度鹿児島県図書館協会が提唱し、鹿児島県の子どもの読書活動を推進する、県独自の取組です。

・「読書週間（10 月 27 日～11 月９日）」
昭和22年（1947年）「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という考えのもと開催された「読書週間」が契機となって、全国に広がっていきました。それ以後、この期間が「読書週間」として定着しています。

イ　行政放送や市ホームページ、市立図書館ホームページ、図書館だより、市SNS等、様々な方法を利用して情報を収集・提供していきます。特に、幅広い年齢層が対応できるよう、あらゆる媒体で広報します。

ウ　子どもが読書に興味をもつような優れた活動等を行う団体や、特色ある取り組みを実践している学校、民間団体及び個人を把握し、各種表彰に積極的に推薦していきます。

【参考】各種表彰
- 子どもの読書活動推進優良図書館等表彰
- 全国公共図書館協議会表彰
- 熊毛地区社会教育関係優良団体及び個人表彰
- 西之表市社会教育功労者賞

２　推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、連携・協力の具体的な方策についての検討や情報交換等を行うため、学校やPTA、他団体等と連携を取りながら、推進体制の整備を図ります。

３　各種団体等との連携・協力の促進

子どもの読書活動の推進にあたっては、学校等はもちろんのこと、近隣自治体や鹿児島県図書館協会と連携・協力していきます。

読書活動に取り組む民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、市全体として子どもの読書活動が、より一層充実していきます。

各種団体や利用者との連携協力が図れるよう、図書館運営協議会において意見交換を行い、本計画の具体的方策が推進されているか、検討の場を設定します。

４　数値目標の設定

本計画を推進しその方針と方策を実現させていくため、次表のとおり、数値目標を設定し、取り組みます。

項目		現状 R7．３	目標値		
			R8.3	R10.3	R12.3
【家庭における推進方策】	家庭教育学級での活動件数	３	４	５	５
【地域における推進方策】	市立図書館の利用者	12,471	12,720	13,228	13,757
	読書イベントの回数（ブックトーク・ビブリオバトル等）	１	１	３	４
	親子読書会参加者数	254	260	280	300
	学校・幼稚園等のブックコンテナ件数	20	20	20	20
【学校における推進方策】	学校等の読み聞かせグループの数	８	９	10	10

■ 資　料

〇市立図書館の利用状況

	入館者数				利用者数			貸出冊数	開館日数
	総数	幼児	小・中学生	一般	総数	幼児小学生	一般		
R元年度	15,966	1,697	44,50	9,819	8,124	3,132	4,992	30,594	303
R2年度	13,448	1,147	3,860	8,441	7,679	2,800	4,879	28,435	294
R3年度	12,086	1,128	3,295	7,663	6,659	2,138	4,251	24,972	265
R4年度	12,489	1,279	2,831	8,379	7,268	2,476	4,792	27,556	305
R5年度	12,934	1,466	2,919	8,549	7,691	2,625	5,066	29,125	304
R6年度	12,471	1,463	2,806	8,202	7,439	2,872	4,567	28,645	304

※入館者数は、市立図書館に入館した者（読書会などのイベントに参加したものを含む）の数。
※利用者数は、本の貸出・返却を行った者の数。中学生は一般の本も借りるため、中学生は一般に含んでいる。

〇移動図書館車の利用状況

	貸出利用者数	貸出冊数	実働日数	備考（学校・施設等）
R元年度	230	1,515	29	19ステーション（障害者・介護施設４か所）
R2年度	307	1,128	31	19ステーション（障害者・介護施設４か所・安城小）
R3年度	307	1,111	30	19ステーション（障害者・介護施設４か所・安城小）
R4年度	388	1,381	36	19ステーション（障害者・介護施設４か所・安城小）
R5年度	411	1,441	36	19ステーション（障害者・介護施設４か所・安城小）
R6年度	523	1,961	36	19ステーション（障害者・介護施設４か所・小学校２か所）

※令和元年度：移動図書館車の故障による運休（6～8月：7回）
※令和２年度：移動図書館車の故障による運休（8・9月：5回）
※令和３年度：コロナ感染症対策による臨時休館の為運休（８・９月：６回）

○市立図書館の蔵書数の推移

		合計	総記	哲学 宗教	歴史 宗教	社会 科学	自然 科学	工業 技術	産業	芸術 体育	語学	文学	郷土資料 その他	再掲： 児童図書
R 元 年度	蔵書	47,783	1,232	1,347	3,758	3,113	3,051	2,037	712	4,960	662	22,190	4,721	17,855
	利用 冊数	30,594	1,305	808	1,073	983	2,407	1,920	458	6,536	239	14,865	—	8,205
R 2 年度	蔵書	48,439	1,322	1,357	3,806	3,173	3,103	2,079	732	5,065	661	22,382	4,759	18,042
	利用 冊数	28,435	1,527	781	1,267	806	2,338	1,787	430	5,461	157	13,881	—	11,021
R 3 年度	蔵書	49,103	1,397	1,389	3,800	3,173	3,124	2,107	735	5,238	656	22,700	4,784	18,304
	利用 冊数	24,972	1,241	727	943	713	1,981	1,453	391	5,341	126	12,056	—	9,211
R 4 年度	蔵書	50,027	1,431	1,412	3,843	3,233	3,170	2,135	745	5,561	661	23,052	4,784	18,787
	利用 冊数	27,556	1,440	879	796	1,034	1,908	1,846	340	6,369	174	12,770	—	9,527
R 5 年度	蔵書	49,946	1,436	1,400	3,856	3,238	3,163	2,073	741	5,700	654	22,868	4,817	18,761
	利用 冊数	29,125	1,174	660	960	1,051	2,262	1,790	317	7,666	170	13,075	—	11,363
R 6 年度	蔵書	50,796	1,502	1,411	3,881	3,269	3,203	2,149	759	5,932	665	23,197	4,828	19,101
	利用 冊数	28,645	1,096	650	802	1,053	2,534	1,974	318	8,111	202	11,905	—	12,641

○市立図書館の図書の購入費の推移

	総数（冊）	一般の本	児童書	絵本	雑誌	金額（円）
R元年度	760	269	207	204	80	1,011,616
R2 年度	906	496	155	133	122	1,499,967
R3年度	901	417	197	162	125	1,499,771
R4年度	1199	560	280	245	114	1,890,886
R5年度	1098	509	279	188	122	1,804,587
R6年度	1187	592	224	259	112	1,870,217

○親子読書会参加者・読み聞かせの状況（市立図書館）

	親子読書会 （毎月第２土曜日@市立図書館）				出張読み聞かせ会 （児童館・子育てサロン・小学校）			
	大人	子ども	合計	回数	大人	子ども	合計	回数
R元年度	237	86	323	11	214	182	396	25
R2年度	64	158	222	8	140	292	432	28
R3年度	69	149	218	8	155	188	343	24
R4年度	66	159	225	11	102	105	207	12
R5年度	104	221	325	12	131	100	231	11
R6年度	55	199	254	12	188	152	340	15

○　市内の読み聞かせグループ（R７.10 現在）

グループ名	内容
読書ボランティアサークル「おひさまスマイル」 （榕城小学校）	・毎月２回程度、各学級で読み聞かせ ・ペープサート、パネルシアターなどの作成、練習
下西小親子読書会たんぽぽファミリー （下西小学校）	・毎月１回、ブックトークや読み聞かせ ・紙芝居の練習など
国上小読み聞かせグループ「お話の会」 （国上小学校）	・学期に１回、各学級で保護者による読み聞かせ ・毎月 23 日に親子読書
読み聞かせグループ「たんぽぽの会」 （現和小学校）	・毎週木曜日、朝の活動の時間に読み聞かせ ・読書月間は紙芝居や劇
安城小学校読書活動グループ「えぞかばきい＆おじい」 （安城小学校）	・朝活動での読み聞かせ ・学習発表会での読み聞かせや紙芝居
古田小学校　家庭教育学級 （古田小学校）	・「お家の方によるお話会」での実演や読み聞かせ活動
めいろうこども園絵本の会 （めいろうこども園）	・年６回の読み聞かせ ・クリスマス会、お楽しみ会（エプロンシアター等）
にしのおもておはなしの会ボランティアグループ 「おはなしのとびらとんとん」 （市立図書館）	・毎月第２土曜日親子読書会開催 ・随時、子育てサロン、学校、高齢者サロンでの読み聞かせ ・夏休みなどでの児童クラブ等での読み聞かせ
人形劇団ゆびきり	・毎月、保育園や子育て支援センターでの読み聞かせ

〇用語
（引用文献：『図書館用語集四訂版』編集　日本図書館協会用語委員会　発行　日本図書館協会）

＊1　ブックスタート・・・乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す活動。

＊2　「子ども読書の日」・・・毎年４月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた日。

＊3　ビブリオバトル・・・書評合戦。発表者が順番に本を紹介し合い、意見交換を行った後、参加者が読みたくなった本を多数決で決定する。ゲーム感覚で楽しめる読書会の方法。

＊4　ブックトーク・・・図書館員が子どもや成人の集団を対象にして、何冊かの本の内容を紹介すること。

＊5　学校図書館図書標準・・・平成５年に文部省が公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの。

＊6　アウトリーチサービス・・・来館が困難または不可能なため、従来図書館サービスが受けられなかった人々に対して、それらの人々の自宅、病院などへ図書館が出かけて行って、いわばサービスの出前をおこなうこと。

＊7　レファレンスサービス・・・情報を求めている利用者に対して、図書館員が提供する個人的援助。

子どもの読書活動の推進に関する法律

※ 平成１３年１２月１２日法律第１５４号

（目的）

第１条　この法律は、子どもの読書活動第１条の推進に関し、基本理念を定め並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第６条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）
第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）
第 10 条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
２　子ども読書の日は、４月 23 日とする。
３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）
第 11 条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則
この法律は、公布の日から施行する。